



しやうなん



▲蛍の乱舞(毎年6月に開催される周南市長穂のほたる祭り)

- 新春対談 (平岡法人会会長 vs 福永税務署長)
- 写真で見る法人会活動
- 税制改正要望活動
- 親睦ゴルフ大会及び第1回会員交流大会

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

公益社団法人 徳山周南法人会

山口県周南市月丘町3丁目5番地 / 〒745-0062
TEL0834-31-6150 FAX0834-31-6195
E-mail: hojinkai@gaea.ocn.ne.jp



会員増強運動推進中!
入りませんか、法人会へ

第12回 税に関する 絵はがきコンクール



周南租税教育推進協議会会長賞
下松小学校 森藤 結菜



徳山税務署長賞
東陽小学校 宇佐川 蒼大



徳山商工会会長賞
徳山小学校 松本 珠那



周南地区納税貯蓄組合連合会会長賞
樺浜小学校 藤井 ひより



徳山周南法人会会長賞
遠石小学校 長田 喜呼



中国税理士会徳山支部長賞
富田東小学校 清水 愛美



徳山地区青色申告会連合会会長賞
富田西小学校 秋元 陽葵



徳山周南法人会青年部会長賞
東陽小学校 山崎 琴子



徳山周南法人会女性部会長賞
中村小学校 相本 忠慶



【最優秀賞】
花岡小学校 笹木 結月

入選作品



徳山小学校 清水 美鈴



徳山小学校 板野 りりい



徳山小学校 山本 理咲子



徳山小学校 手島 綾乃



遠石小学校 矢部 心実



遠石小学校 岡崎 晴斗



遠石小学校 今田 結菜



豊井小学校 秋本 彩和



中村小学校 河村 優



東陽小学校 手良西 日向



下松小学校 矢上 あかり



豊川小学校 藤本 紗生



豊川小学校 石井 悠人



今徳小学校 久村 圭人



徳山小学校 大元 心愛



豊浜小学校 麻生 史花



徳山小学校 田中 彩心



遠石小学校 高松 咲希



東陽小学校 畠中 梨央奈



花岡小学校 渡辺 香香



花岡小学校 徳益 美彩



中村小学校 杉本 花望



公童小学校 尾川 恵斗



公童小学校 入川 碧月



下松小学校 佐川 美衣



富田東小学校 竹元 陽愛



富田東小学校 川本 陽



豊浜小学校 藤井 菜



豊浜小学校 石田 愛華



徳山小学校 西村 美由紀

2024 CALENDAR

1 JANUARY							2 FEBRUARY							3 MARCH							4 APRIL							5 MAY							6 JUNE							
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	
1	2	3	4	5	6					1	2	3		3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4				1	2	3	4	5	6	7	8
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	10	11	12	13	14	15	16	7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	17	18	19	20	21	22	23	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	24	25	26	27	28	29	30	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	
28	29	30	31				25	26	27	28	29			31							28	29	30					26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	
7 JULY							8 AUGUST							9 SEPTEMBER							10 OCTOBER							11 NOVEMBER							12 DECEMBER							
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	
1	2	3	4	5	6					1	2	3		1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5			1	2	3	4				1	2	3	4	5	6	7	
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14	
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21	
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28	
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	31	29	30						27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30	29	30	31					



公益社団法人 徳山周南法人会

〒745-0062 周南市月丘町3丁目5番地 第二岡ビル401号
TEL:0834-31-6150 FAX:0834-31-6195
E-mail: hojinkal@gaea.ocn.ne.jp

新春対談

(公社)徳山周南法人会
会長 平岡英雄

徳山税務署
署長 福永浩樹

司会 広報委員会では、本年も広報誌「しゅうなん」に、徳山税務署の福永署長と徳山周南法人会の平岡会長との新春対談を企画いたしました。広報委員長の河村が司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

全員 よろしくお祈りします。

まずもって、1月1日に発生した令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に心よりお悔み申し上げますとともに、被害を受けられた皆様ならびにそのご家族、関係者の皆様に対しまして心よりお見舞い申し上げます。そして被災された皆様の安全と被災地域の日も早い復興をお祈り申し上げます。

司会 さて、早速ですが、福永署長の自己紹介をお願いします。

署長 出身は広島市に四方を囲まれた日本一人口の多い町「安芸郡府中町」です。周南市は広島市からのアクセスも良いため、単身赴任することもなく、現在は広島市東区の自宅から日々新幹線で通勤しています。

徳山税務署は、実は30年以上前にも勤務したことがあり、今回で二度目になります。また、山口県内での勤務も多く、平成26年からの3年間を山口税務署で、令和2年から1年間を萩税務署で勤務しました。さらに、この徳山税務署管内は親族にも所縁があり、何度も訪れていましたので、非常に感慨深いものがあります。

主な経歴ですが、直前は「国税庁主任監察官」として、税務職員の非行予防や取締りを行う部署に在籍していましたが、広島国税局課税部での勤務が長く、資料調査課や課税総括課で、あ

らゆる税目の調査や調査企画に携わってまいりました。

司会 徳山税務署管内の印象はいかがでしょう。

署長 何と云っても、周南市は日本屈指の石油コンビナートの街という印象を持っています。沿岸部には化学系製品の製造等を中心とした大企業の工場群が広がり、帰宅の際には、幻想的な工場夜景を新幹線から眺めながら癒されています。また、下松市は鉄道車両や造船を筆頭にモノづくりが盛んで、中国地方の住みよきランキングで常に上位に選ばれる生活のしやすい街という印象を持っています。

司会 平岡会長、昨年一年で特に印象に残ったことはありますか。

会長 昨年的一年を表す漢字は奇しくも「税」でした。防衛増税や所得税減税、インボイス制度にふるさと納税と税に関わる話題が頻繁に出てきた一年でした。特にインボイス制度の開始は企業経営には大きな負担となっています。また、選挙での投票率が年々低下する中で政治資金パーティーの裏金問題も発覚し、国民の政治不信の広がりも気になるところです。そんな中でも、当法人会では初めての会員大会と親睦ゴルフ大会を開催して大いに盛り上がりました。この勢いを衰えさせず税制提言の力に変えていきたいと感じています。地元選出国會議員へ直接お会いして提言することも実現でき、総じて活発に活動できた一年でした。

司会 福永署長はいかがでしょう。

署長 税務的には、昨年10月からインボイス制度が開始されたことがありますが、社会的には、コ



コロナ禍が収束したことを感じられた1年であったと思います。新型コロナウイルス感染症が5類に移行してからは、人流が一層活発になり、コロナ禍前の状況まで回復したように感じています。

法人会の皆様には、従来からの「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」などの啓発活動のほか、「献血運動」や「こどもっちゃ！商店街」などの社会貢献活動にも熱心に取り組んでおられますが、去年は、会員交流にも力を入られたと聞きました。人と人の繋がりを広めることは法人会の大きなテーマでもありますし、地域の活性化にもつながる取組ですね。

会長 当会では、青年部会や女性部会と一緒に協力し活発に活動をしています。

「租税教室」の学校訪問や「税に関する絵はがきコンクール」の開催はもとより、「税金クイズ」や「こどもっちゃ！商店街」などの地域イベント開催は、青年部会、女性部会の力なくしては達成できません。こういった租税教育は、子どもたちに、社会が税で成り立っていることを早くから理解し、社会をより良くしていこうと考えてもらうのに大変重要です。こういった活動を通じ青年部会、女性部会自身の意識も高まり、また更に活動が活発になることを願っています。そのためには税務署の皆さんにも引き続きご支援をお願いしたいと思います。

司会 ところで、DX協議会が発足してまもなく2年を迎えますが、DX推進に向けた取組はいかがでしょうか。

署長 昨年開催した協議会では、「事業者のデジタル化」を主題に、管内の地方自治体や法人会をはじめとした関係民間団体、事業者団体や金融機関の皆様で「DXやキャッシュレス推進に向けた取組」等について活発に意見交換をしました。

国税庁では、昨年「納税者の利便性の向上」や「課税・徴収事務の効率化・高度化」という税務行政のDXに、新たに「事業者のデジタル化促進」が加わりました。

そのため、相談チャンネルの充実やキャッシュレス納付の促進などのサービスを見直すとともに、事業者の方の業務のデジタル化にも貢献していきたいと考えています。なかでも、源泉所得税のキャッシュレス納付は、事務の効率化にも繋がりますので、ぜひご利用ください。

また、まもなく始まる確定申告についても、場所や時間の制約がないスマートフォンからの確定申告がお勧めですので、ぜひ、皆様の事業所やご家庭でもお勧めください。

会長 DX普及のための周知活動は、まだまだ継続する必要があります。DXは納税手続きだけでなく、多くの場面で合理化・効率化ができる手段ですので、地方自治体や金融機関など官民が協力して推進できる体制がより一層充実することに大きな期待を持っています。

司会 昨年インボイス制度が開始されましたが、これについてはいかがですか。

署長 さきほど、会長から「企業経営に大きな負担となっている」とのお話がありましたが、インボイス制度の導入は、事業者間の取引に大きく影響する改正ですので、事業者の方には、導入までの準備だけでなく、導入後も課題や懸念が多いのではないかと考えています。そのため、制度の円滑な定着に向けて、事業者の方に制度の理解を深めていただいた上で、それぞれの事業形態に応じた対応を進めていただけるよう、関係民会団体のご協力をいただきながら、丁寧な周知・広報をしていきたいと考えています。さらに、本年は制度が開始されて初めての確定申告になりますので、初めて消費税の申告をされる事業者の方々が抱える悩みに寄り添い、きめ細やかな申告相談を行ってまいります。

会長 昨年も機会のあるごとに税務署の皆さんにはご協力をいただき、「インボイス制度」「電子帳簿保存法」のご説明をいただきました。大変有難うございました。とはいえ、実施段階に入ると具体的な課題が色々出てきているようです。今年、インボイス制度も電帳法もDX推進も、具体的な問題を解決する年として説明会・研修会も企画して、普及の一助になればと思います。

司会 それでは、税務署から法人会に対する要望があればお願いします。

署長 法人会は、「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援するとともに、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」ことを理念に掲げています。法人会理念の実現は、国税庁の目指す「適正公平な課税の実現」に繋がるものと考えています。

国税庁開庁以来の当局のスローガンに「正直者には尊敬的、悪徳者には畏怖的」という言葉がありますが、法人会の皆様の活動は、まさしく、「正直者」が一人でも多くなる、より良い社会につながる活動だと考えていますので、税知識の普及や啓発活動へのご協力をよろしく

お願いします。

また、租税教育活動では、法人会の組織力を最大限活かしていただき、他の関係民間団体とも協働していただき、中心的な役割を担っていただけたら幸いです。

司会 法人会から税務署に対する要望等があればお願いします。

会長 まずは、昨年開始されたインボイス制度ですが、これにより事業者が混乱したり、過度な事務負担とならぬよう、経過措置も含めてご指導を継続していただきたいと思います。

また、法人会では以前から事業承継税制の改正など中小企業の発展に資する税制を求めてまいりました。併せて当法人会では、①事業承継税制の廃止②二重課税の是正③消費税の簡素化④印紙税の廃止を特に強く求める提言を行いました。中小企業が存続するためには、事業承継をすることで体力が弱ってはなりませんし、同時に納得感のある税制、時代に即した税制とすることが必要です。税務署の皆さんには法人会とのパイプをより太くしていただき、これからも納税者のための「開かれた税務署」になっていただいて、事業者の声を国に届けていただきたいと思います。

司会 それでは、最後にご両名の今年の抱負について教えてください。

署長 本年は1月から電子帳簿保存法に基づく電子取引データ保存が本格開始されたほか、12月に閣議決定された令和6年度税制改正大綱では、所得税の定額減税の実施や企業の賃上げ促進税制の強化等が挙げられており、税制改正に伴う影響が大きい1年になると思います。

納税者の方の制度に対する不安を少しでも払拭できるよう、各種制度の周知広報に取り組んでまいりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。昨年（兔年）は、ぴょんぴょん跳ね回って、法人会が開催する様々なイベントに参加し情報交換等をさせてもらいましたので、今年（辰年）は、DXの流（竜）行に乗って、法人



会活動の更なる活性化にお力添えができるよう、努めたいと思います。

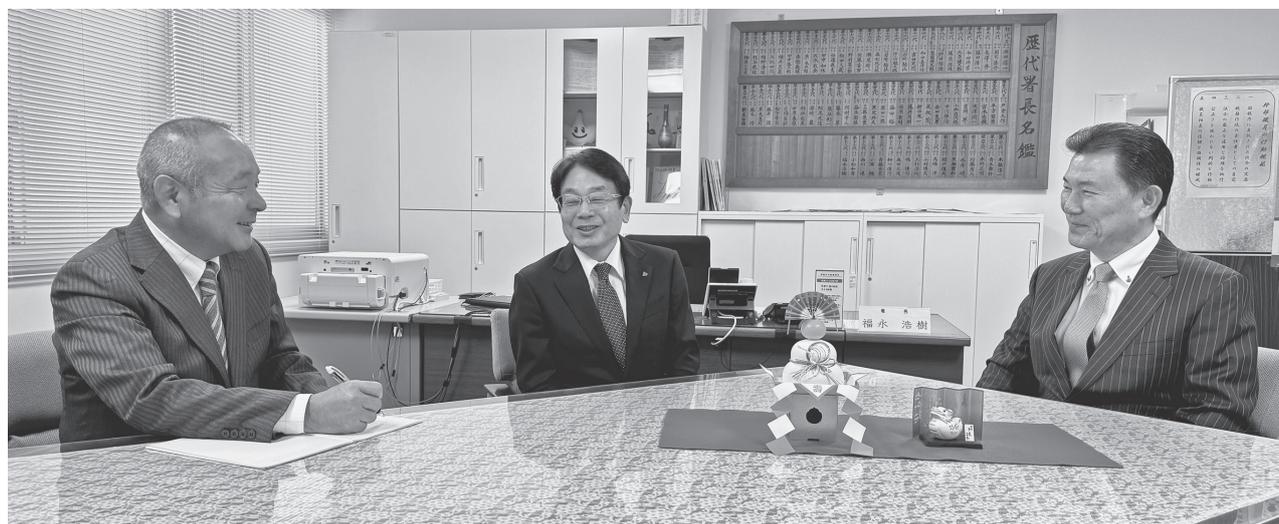
最後になりましたが、今年の干支「辰」になぞらえまして、徳山周南法人会及び平岡会長をはじめとする会員の皆様方にとりまして、本年が「目標が達（辰）成できる飛翔の年」となりますよう心から祈念しています。

会長 内閣府では、「新しい資本主義」の実現に資する公益法人制度改革に取り組んでいます。私は、法人会は他の経済団体などと比較しても大変意義があり、社会にとっても重要な会であると思っています。ですから、もっと多くの人や多くの企業に法人会を知ってもらうと同時に、法人会としても公益法人がいかにあるべきかを考えていきたいと思っています。皆さんに賛同いただいて会員数を拡大させることができれば自ずと存在感のある組織にすることができます。税制への国民の声を明確に伝えていくため、法人会の活動だけでなく、税務署や税務関係団体等との相互協力も引き続き行ってまいります。

本年も全会員一丸となって事業の発展と地域の活性化に寄与して参りたいと思いますので、お力添えをよろしくお願い申し上げます。

司会 本日は年始のお忙しい中、署長、会長にはお時間をいただき感謝申し上げます。

ありがとうございました。



写真で見る

社会貢献事業

愛の献血

開催日：令和5年4月27日(木) / 令和5年10月24日(火)

場所：徳山税務署 主管：青年部会



青年部の皆さんのご協力によって、計104名の貴重な献血をいただきました。

平岡会長も率先して献血

公開映画上映会

開催日：令和5年11月22日(水) 場所：テアトル徳山 I

主管：広報委員会



73名の方にご来場いただきました。

たくさんのタオルをありがとうございました。

広報委員の皆さんお疲れさまでした。

福祉施設にタオル寄贈

開催日：令和5年12月7日(木)

寄贈先：医療法人治徳会 湯野温泉病院

主管：広報委員会

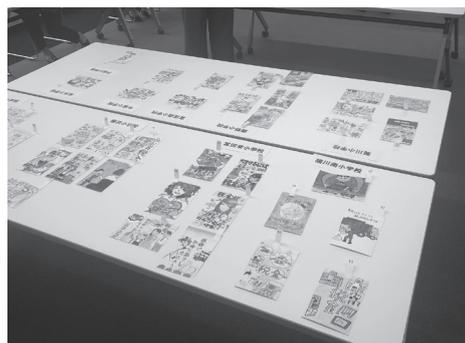


河村広報委員長より堀家理事長/院長と都野事務長へ、上映会来場者と税務署職員より集まったタオル120枚を寄贈しました。

第12回税に関する絵はがきコンクール

【優秀作品選考会】

開催日：令和5年10月3日(火) 場所：シビック交流センター
選考委員：洋画家、徳山税務署長、税務関係団体役員計8名、女性部会9名



【税に関する作品の合同表彰式】

開催日：令和5年12月9日(土) 場所：周南総合庁舎 さくらホール
周南地区租税教育推進協議会の主催により、小学生の絵はがきコンクール、中高生の作文・書写・標語での優秀作品の合同表彰式を開催しました。



写真で見る

租税教育活動

租 税 教 室

青年部会・女性部会により、小学校6校計13クラスと住吉中学校で開催しました。



5/16(火) 鹿野小学校



5/24(水) 菊川小学校



5/26(金) 花岡小学校



6/2(金) 下松小学校



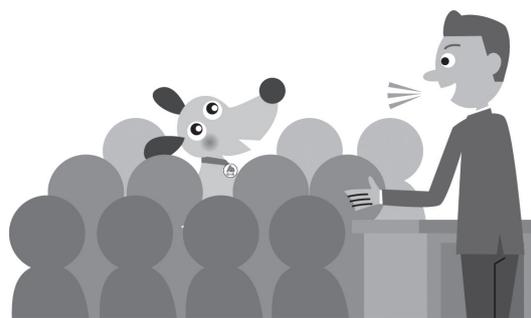
6/16(金) 周陽小学校



6/20(金) 戸田小学校



12/19(火) 住吉中学校



写真で見る

会員支援事業

親睦ゴルフ大会

会員の親睦を図る目的で、ゴルフコンペを開催しました。38名が秋空の下プレーを楽しまれました。

開催日：令和5年9月23日(土) 場 所：中須ゴルフクラブ

主 催：青年部会



第1回会員交流大会(徳山支部大会)

新たに会員交流イベントを開催しました。多くの皆様が参加され、親睦を深められました。

開催日：令和5年9月28日(木) 場 所：ホテルサンルート徳山

主 管：総務委員会

会員123名、税務署3名、事務局2名 合計128名出席



◀ 名刺交換タイム



◀ 青年部による余興



◀ 熱唱する田中総務委員長



◀ 松崎女性部会長もフラを披露

税を考える週間行事(11/11~11/17)

税の講演会

開催日：令和5年11月17日(金)

場 所：遠石会館

演 題：『税に関する「よもやま話」』

講 師：徳山税務署 署長
福永浩樹氏



令和5年度第3回理事会終了後、「税を考える週間」の行事として、徳山税務署署長による「税の講演会」を開催しました。講演会には、徳山周南法人会の役員・会員の他、税務関係団体役員等47名のご出席をいただきました。

令和5年度納税表彰

令和5年度納税表彰式が、令和5年11月14日(火)、徳山税務署にて開催されました。

多年にわたり法人会の役員として租税教育や税務広報の推進に携わり、申告納税制度の普及発展および税知識の普及に努め、納税道義の高揚に顕著な功績を挙げられた皆様が表彰されました。

【徳山税務署長表彰】



理事 副会長
若山石油株式会社 代表取締役 藤井秀尚氏

「令和6年度税制改正に関する提言」

毎年法人会では、全国440単位会が、それぞれ地元選出の国会議員や地方公共団体に対し提言活動を行っています。

税のオピニオンリーダーを目指す法人会は、わが国の社会経済の活力の維持・発展を図るために、大局的な見地から税制、財政の抜本的な改革の必要性を絶えず訴え続けています。財政健全化、社会保障制度、行政改革への対応としての「税・財政改革のあり方」や「中小企業の活性化に資する税制措置」等の経済活性化策について「令和6年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めています。皆さま方のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

【令和6年度 税制改正スローガン】

- 財政健全化は国家的課題。負担を先送りせず現世代で解決を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 経済再生には中小企業の力が不可欠。
健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！
- 中小企業は地域経済の雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！

徳山周南法人会から特に提言したいポイントとして、以下を強く訴えました。

- ① 事業承継税制の廃止
 - ・ 中小企業経営者の事業承継にあたり、事業用資産、取引相場のない株式の相続、贈与税の廃止を求める。両資産は、事業継続に必要な資産であって、いわゆる個人資産とは性格を異にするものである。
- ② 二重課税の是正
 - ・ 物品税
ガソリン、酒、たばこ等の販売価格には物品税が含まれており、その価格に更に消費税が課せられる二重課税の是正。
 - ・ 相続税
過去に所得税を課税された後に蓄えた不動産や株式、預貯金等を相続する際に、更に相続税を課せられる二重課税の是正。
 - ・ 配当
配当は法人課税済み利益から支払われており、受領する個人の所得税に対する二重課税の是正。
- ③ 消費税の簡素化
 - ・ 消費税の軽減税率制度はインボイス制度の実施により更に事業者には大きな事務負担を強いている。税率8%の軽減税率を即刻廃止し、10%に統一すべきである。
- ④ 印紙税の廃止
 - ・ 電子取引の拡大により印紙貼付不要なものが増えている一方で、文書作成のものは旧態依然のまま印紙の貼付を必要としている。公平性の観点から廃止すべきである。

■徳山周南法人会では、地方自治体・地元選出国會議員に対して提言活動を行いました。

令和5年11月21日 下松市長・下松市議会議長
 22日 周南市長・周南市議会議長
 27日 岸 信千世 衆議院議員

訪問者：会 長 平岡英雄
 副会長 山崎龍喜・藤井秀尚・菅田英男
 税制委員長 岡寺信政

○地方自治体に対する提言活動



周南市役所市長室にて、藤井市長に提言

○地方自治体に対する提言活動



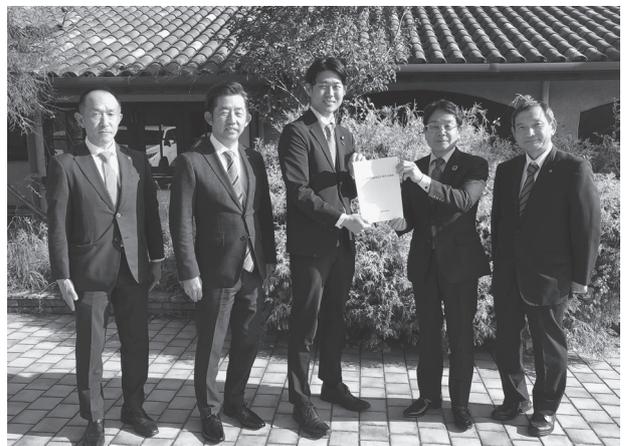
下松市役所市長室にて、国井市長、金藤議長に提言

○地方自治体に対する提言活動



周南市議会議長室にて、長嶺議長、岩田副議長に提言

○国會議員に対する提言活動



岸 信千世衆議院議員に提言



7つの間違い探し

※右の絵と左の絵には相違点が見つかりますか？
 7か所あります。



令和6年度税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。
- ・岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税制改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1. 財政健全化に向けて

- ・歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス＝P B)黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。
- (1)財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (2)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。
- ・社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育児制度については、企業側も意識改革が必要となろう。児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、パラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

- (6)少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- ・先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。
- (1)法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。
- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。
- (3)中小企業等の設備投資支援措置
「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。
- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、

10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
 - ②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しては要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。
- (3)取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

- ・政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。
- (1)インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3)インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

III. 地方のあり方

- ・地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。
- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- ・近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1)役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2)交際費課税の適用期限延長
- (3)中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長

2. 所得税関係

- (1)所得税のあり方
 - ①基幹税としての財源調達機能の回復
 - ②各種控除制度の見直し
 - ③個人住民税の均等割
- (2)少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

- (1)被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和2年2.73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和3年は9.3%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。
- (2)経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

4. 地方税関係

- (1)固定資産税の抜本的見直し
令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。
 - ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
 - ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
 - ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2)事業所税の廃止
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
- (3)超過課税
- (4)法定外目的税

5. その他

- (1)配当に対する二重課税の見直し
- (2)森林環境税
令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言えず、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。
- (3)電子申告

行動する法人会



— 令和6年度税制改正に関する提言 —

全法連では、令和6年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自由民主党

予算・税制等に関する政策懇談会
11月1日

財政・金融・証券関係団体委員長

宗清 皇一 氏 他



公明党

税制改正要望等に関するヒアリング
11月7日

財政・金融部会長 若松 謙維 氏 他



立憲民主党

税制調査会ヒアリング
11月9日

税制調査会長 小川 淳也 氏 他



国民民主党

税制調査会ヒアリング
11月6日

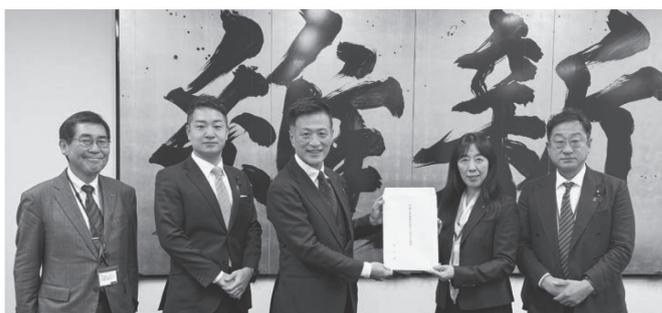
税制調査会長 大塚 耕平 氏 他



日本維新の会

11月13日

財務金融部会長 伊東 信久 氏 他



自由民主党

10月10日

税制調査会長 宮沢 洋一氏



左から野坂筆頭副会長、宮沢税制調査会長、飯野税制委員長、田中専務理事

財務省

10月27日

財務副大臣 矢倉 克夫氏



左から丸山税制副委員長、矢倉財務副大臣、飯野税制委員長、田中専務理事

国税庁

表敬訪問 11月30日

長官 住澤 整氏
次長 星屋 和彦氏
課税部長 田原 芳幸氏



右手前から田原課税部長、住澤国税庁長官、星屋次長
左手前から飯野税制委員長、小林会長、田中専務理事

中小企業庁

10月30日

長官 須藤 治氏
事業環境部長 山本 和徳氏



左から田中専務理事、飯野税制委員長、須藤中小企業庁長官、丸山税制副委員長、山本事業環境部長

総務省

10月6日

自治税務局長 池田 達雄氏



左から丸山税制副委員長、池田自治税務局長、飯野税制委員長、田中専務理事



入会者のご紹介（法人賛助会員含む）

（令和5.1.1～令和5.12.31）

No.	事業所名	代表者	入会日	支部名	紹介者
1	(同)ゆうきVISION	宮下 英樹	05.01.23	下松	大同生命保険
2	イソムラ工業(株)	磯村 悠太	05.01.27	徳山東	西京銀行
3	(有)岩谷土木工業	岩谷 隆之典	05.01.27	徳山東	西京銀行
4	(株)窪田塗装店	窪田 徹	05.02.02	下松	西京銀行
5	(株)サン・リフォーム	中村 壽秀	05.02.13	下松	中山統夫
6	(株)清華工業	清木 由佳	05.02.16	徳山東	AIG損害保険
7	(株)はらしん	原田 光浩	05.03.01	徳山東	小松徳三
8	ソリッド(株)	中野 満	05.03.15	下松	西京銀行
9	(株)FKEN	藤田 信	05.03.15	下松	西京銀行
10	コウシン建設(株)	棟居 浩	05.04.03	新南陽	西京銀行
11	(株)Links	藤井 直紀	05.04.06	徳山西	西京銀行
12	(株)熊谷	熊谷 楓也	05.04.06	徳山西	西京銀行
13	エムテクノ(株)	松村 浩行	05.04.06	下松	新設法人
14	(有)美創	重松 欣克	05.04.14	徳山東	事務局
15	(株)uubiq.com	中田 弘恵	05.05.12	徳山西	河村 学
16	(株)朝日食品	呉島 徳一	05.05.16	下松	山本朋彦
17	(株)浜部鉄工所	平田 恭子	05.06.20	新南陽	玉井章文
18	(株)クナイホールディングス	九内 庸志	05.06.23	徳山東	藤井 彰
19	(株)茅の	茅野 和美	05.06.28	徳山東	田中拓朗
20	中本建設(株)	中本 真敬	05.06.30	徳山西	大同生命
21	(株)つむぎ	福井 治枝	05.07.25	下松	大同生命
22	(株)iTrust	柳 太志	05.07.28	徳山東	AIG損害保険
23	(株)アドバンス	秋本 博幸	05.08.23	下松	大同生命
24	(株)ルートライン	竹本 利恵	05.08.28	下松	大同生命
25	(株)ダイシス	日柳 光一朗	05.08.31	熊毛	石亀慎治
26	(株)NATURE RESORTE	岡村 勉	05.09.07	徳山東	田中拓朗
27	フジテクノ(株)	岡田 伸一	05.09.19	徳山東	原田亮平
28	(株)リュウト	林 隆人	05.09.19	徳山東	田中拓朗
29	(株)WILL	藤田 亜沙美	05.09.21	徳山東	平田恭子
30	ナツミ工業(株)	山本 賢司	05.09.27	徳山東	田中拓朗
31	(株)K. H. T	和田 好雄	05.10.24	徳山西	藤井秀尚
32	クオーツプレジジョン(株)	玉川 睦男	05.11.17	鹿野	益田 進
33	(株)ナンヨー	末次 壮志	05.11.30	新南陽	深海翔太
34	(有)岩崎防災	岩崎 募	05.12.11	新南陽	大同生命
35	(株)朝日印刷社	野村 青司	05.12.19	徳山東	田中泰史



⑨ 桜姫の喜物のすま(上)

⑤ キテルの長き(中央)

⑦ 灰の雪(下)

④ 親指(左中)

③ 茨の向き(下)

② 後ろの窓の糠(中)

① 桜(左)

間違いない『桜姫』の答え

簡単・便利

インターネットで従業員の

源泉所得税【国税】と個人住民税【地方税】
を納付できます！！

- 税金の納付には、オフィス等から手続きが可能な
キャッシュレス納付がオススメ！
- マイナンバーカードなどの電子証明書も不要で、
操作も簡単！3ステップ！



STEP 1

各ソフト (WEB版) へログイン

- ☞ 国税はe-Taxソフト(WEB版)【e-Tax】
- ☞ 地方税はPCdesk(WEB版)【eLTAX】

※ それぞれインターネット上で操作するため、ソフトのインストールは不要。
「イータックス」と「エルタックス」で検索。

ペーパーレス化
でSDGsにも

STEP 2

各納付書の内容を入力して送信

- ☞ 手書きからデータ入力へ
- ☞ 住民税は複数枚の納付書を入力し、まとめて送信

※ 全地方公共団体へ電子納税可能。
地方公共団体の指定金融機関に限らず利用可能。

STEP 3

送信した内容を確認して納付

- ☞ 「インターネットバンキング」と「ダイレクト納付」がオススメ

※ダイレクト納付はそれぞれ事前の届出が必要。

届出書の提出から利用可能になるまで約1か月程度かかります。

源泉所得税
の操作
マニュアル



◀ システム操作に関する問合せ先 ▶

- e-Taxヘルプデスク【TEL0570-01-5901】
- eLTAXヘルプデスク【TEL0570-081459】



個人住民税
の操作
マニュアル



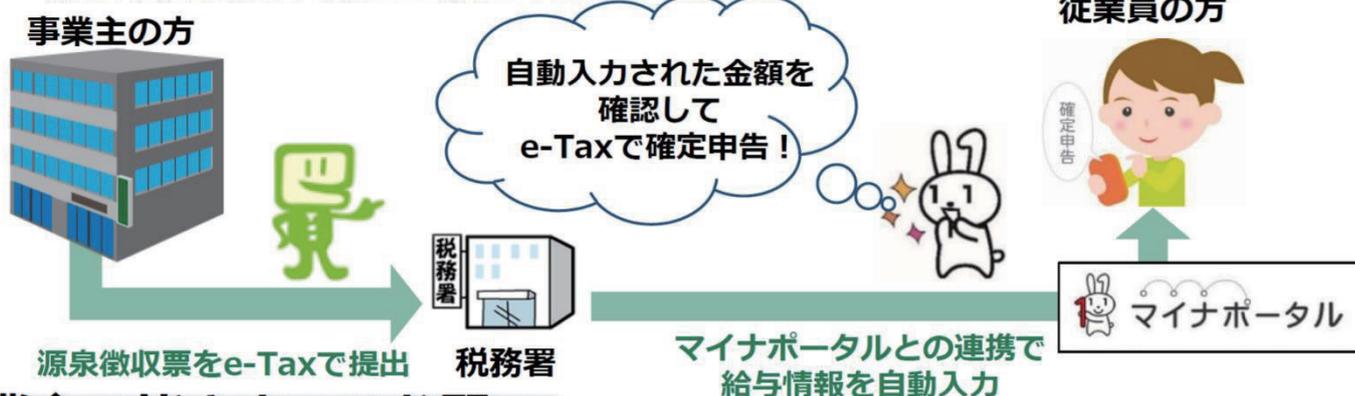
広島国税局・税務署・地方税共同機構



事業主の皆さまへ！ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると… 確定申告がさらに簡単に！！

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で
確定申告書を作成する際にご利用になれます。



事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡

